

平成 2 7 年千葉市教育委員会会議  
第 2 回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成27年千葉市教育委員会会議第2回定例会会議録

日時 平成27年2月4日(水)

午後2時00分開会

午後4時00分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 委 員 長 和田 麻理  
 委 員 中野 義澄  
 委 員 内山 英夫  
 委 員 明石 要一  
 委 員 小西 朱見  
 教 育 長 志村 修

出席職員 教 育 次 長 田辺 裕雄 教 職 員 課 長 伊藤 剛  
 教 育 総 務 部 長 米満 実 指 導 課 長 山本 幸人  
 学 校 教 育 部 長 磯野 和美 保 健 体 育 課 長 津野 政彦  
 生 涯 学 習 部 長 朝生 智明 保 健 体 育 課 学 校 給 食 担 当 課 長 伊藤 稔  
 総 務 課 長 石野 隆史 教 育 セ ン タ ー 所 長 遠藤 悟  
 総 務 課 人 事 ・ 労 務 担 当 課 長 武 大介 養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長 山本 雅司  
 企 画 課 長 大崎 賢一 生 涯 学 習 振 興 課 長 増岡 忠  
 学 校 施 設 課 長 真田 賢一 中 央 図 書 館 長 松尾 修一  
 学 校 施 設 課 学 校 耐 震 担 当 課 長 高橋 広文 学 事 課 長 補 佐 布施 善幸  
 学 事 課 長 小川 彰 指 導 課 指 導 主 事 鎗田 真治

書 記 総 務 課 長 補 佐 山本 春樹 総 務 課 主 任 主 事 野口わたる  
 総 務 課 総 務 係 長 渡邊 実 総 務 課 主 任 主 事 杉山 隆  
 総 務 課 経 理 係 長 岡 武史 総 務 課 主 任 主 事 佐久間 暁子  
 総 務 課 人 事 係 長 鴫田 昌奈 総 務 課 主 事 荒井 博行

- 1 開会  
和田委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立  
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名  
和田委員長より小西委員を指名
- 4 会期の決定  
平成27年2月4日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定  
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 議事の概要
  - (1) 非公開事項の決定  
議案第1号から議案第8号まで及び協議事項（1）を非公開審議とする旨決定
  - (2) 報告事項  
報告事項(1) 全国規模の大会・コンクール等における児童生徒表彰について  
山本指導課長より報告があった。  
報告事項(2) 千葉市立高等特別支援学校入学者選考の結果について  
山本指導課長より報告があった。  
報告事項(3) 第57回千葉市小・中・特別支援学校児童生徒作品総合展覧会第2部について  
山本指導課長より報告があった。
  - (3) 議決事項  
議案第1号 平成26年度補正予算について  
総務課長、企画課長、学校施設課長、生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。  
議案第2号 平成27年度当初予算について  
総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。  
議案第3号 千葉市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について  
議案第4号 千葉市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について  
議案第5号 千葉市教育委員会委員定数条例等の一部を改正する条例の制定について

総務課長より一括して説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第6号 千葉県史跡保存整備委員会設置条例の制定について

生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第7号 千葉県児童文化センター設置管理条例の廃止について

生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第8号 特定事業契約について

保健体育課学校給食担当課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第9号 県費負担教職員の処分について

教職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

#### (4) 協議事項

協議事項(1) 千葉県教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項の意見について

石野総務課長より参考説明の後、協議が行われた。

#### (5) 発言の要旨

報告事項(1) 全国規模の大会・コンクール等における児童生徒表彰について  
和田委員長 指導課長、報告をお願いします。

山本指導課長 報告事項(1)「全国規模の大会・コンクール等における児童生徒表彰について」、報告します。

本年度も本市の児童生徒は、さまざまな大会やコンクールなどで優秀な成績をおさめています。全国規模の大会においては、37人が全国第1位の栄誉に輝いています。その内訳は、高校生が1人、小中学生は、学芸に関する表彰が6人、スポーツ関係の表彰が30人となっています。

まず、高校生の市毛さんですが、高校生科学技術チャレンジにおいて、最高位賞である科学技術振興機構賞を受賞しました。本年5月にアメリカで開催される国際大会で発表することとなっています。

次に、小中学生です。初めに学芸の部門です。板倉さんは、文部科学省、宇宙航空研究開発機構(JAXA)などが主催する「宇宙の日」記念行事の作文絵画コンテスト。絵画部門で千葉県科学

館の最優秀作品となり、全国審査で第1位相当となる「宇宙航空研究開発機構理事長賞」を受賞しました。遠藤さんは、現在中学生ですが、小学校時の作文での受賞です。櫻井さんはバレエ、大井戸さんはピアノでの受賞となります。黒木さんは、3年続けてピアノの演奏で優れた成績を残しています。佐藤さんは、昨年度に続いて書道で優れた成績を残しています。

次に、スポーツ部門です。まずは空手道です。池澤さん、久住呂さん、澤江さんは、文部科学省、日本体育協会、中学校体育連盟が後援する全国大会での優勝です。久住呂さんの所属する千葉市立犢橋中学校は、女子団体組手でも全国第3位に入賞しました。曾根さん、中藪さんは、極真空手の大会で、それぞれ極真会館千葉北支部、KWF極真千葉から出場し受賞となりました。吉川さん、川崎さんは、柳心館京葉打瀬北支部に所属し、少林寺空手の流れをくむ礼和流空手での受賞です。菅波さんはヨットでの受賞です。持田さんは、第54回全国中学校水泳競技大会で、女子100m自由形、200m自由形においてそれぞれ中学新記録で第1位となりました。また、第69回国民体育大会水泳競技会でも、少年女子B100m自由形において中学新記録で第1位となり、50m自由形、400mメドレーリレー、400mフリーリレーでも第1位となりました。教育長への受賞報告の様子は、教育だよりちば10月号に掲載されています。小西さん、中村さんは社交ダンスでの受賞であり、佐倉市にある「ダンススタジオみやおか」所属で、中村さんは3年連続の優勝です。

吉村さんは志津テニスクラブに所属し、硬式テニスでの受賞、佐藤さんはボウリングでの受賞、堤駿斗さん、堤麗斗さん兄弟は、中央区登戸にある「本多ボクシングジム」に所属し、昨年度に引き続きボクシングでの受賞となっています。

最後は野球です。牛山さん、寺牛さん、菅原さん、竹鼻さん、宮田さんは、佐倉リトルシニアに所属し、日本リトルシニア中学硬式野球協会主催の大会での受賞です。神保さん、野々村さん、上杉さん、佐々木さん、松川美笛さん、松川美鈴さんの双子姉妹、安谷屋さんは、千葉マリンスターズヤングに所属し、全日本女子軟式野球連盟主催の大会での受賞です。瀬川さん、高橋さん、森川さんは、市原ポニーベースボールクラブに所属し、日本ポニーベースボール協会主催の大会での受賞となっています。ポニーベースボールリーグはアメリカ発祥で、世界一の参加チーム数を誇

る少年野球団体です。

今回報告した児童生徒は全国第1位のみであり、このほかにも各種大会で優秀な成績を収めている児童生徒が多数いますことをつけ加えます。

また、今後新たに全国規模以上の大会・コンクール等で優秀な成績を収めた児童生徒がいましたら、再度報告します。

明石委員 この児童生徒表彰は、野球は野球で表彰していますよね。教育委員会としては教育委員会名で表彰しているのでしょうか。それとも教育長名で表彰しているのでしょうか。また、どのような賞状なのでしょうか。盾のような記念品があるのでしょうか。教育委員会が行う児童生徒表彰について、もし物があれば物を見せてくれると、「ああ、このようなものを別途もらうのか」などがわかります。その辺を教えてください。

山本指導課長 持田さんの水泳のように、教育委員会でも後援している大会、小中学校体育連盟の大会や、全国の総合体育の大会などの大会については、教育委員会として教育長に報告しています。それ以外については、それぞれの団体に表彰されているため、教育委員会で表彰することはないのですが、こちらについては、2月14日（土）に行われます「第32回教育・文化・スポーツ等功労者褒賞」の際に、市長から直接記念の盾が手渡されます。また、記念品として、「かそりーぬ」グッズと蜂蜜の詰合せ等がお祝いとして渡されるということです。

千葉市の小中学校、高等学校等に在籍していなくても、本市在住の子どもであれば市の表彰対象になります。

明石委員 私が質問したのは、例えば市長表敬訪問や教育長表敬訪問などは、表彰基準などを含めて新聞に出ますよね。表敬訪問だけなのか、つまり、もらったメダルを見せるだけなのか、それとも、千葉市教育委員会として何か記念品など賞状を与えているのかと聞いたのです。

山本指導課長 全国規模で第1位相当については、市長や教育長へ報告をします。教育委員会から何かというものは特段用意していないのですが、教育長の配慮で「かそりーぬ」のバッジなどをお渡ししたりしています。体育については保健体育課長から説明します。

津野保健体育課長 保健体育課です。日本中学校体育連盟が主催する、千葉市から予選を勝ち抜いた全国中学校体育大会において、優勝もしくはそれに相応する生徒については、教育長への表敬訪問をして

いますし、また記念品をお渡ししています。

また、団体で優勝、もしくはそれに相応した場合については、教育長への表敬訪問並びに市長への表敬訪問を行っているところ です。

和田委員長 今回ここに載っている人たちがすべて教育長への表敬訪問をするわけではないということですね。主催するそれぞれの団体に分かれているということですね。

津野保健体育課長 今、委員長から話がありましたように、ここに載っている生徒については、持田さんだけが教育長への表敬訪問をする生徒です。それ以外の生徒については、連盟や協会主催で、スポーツ団体の大会等になるので、市長への報告になっています。

明石委員 いや、違うのです。なぜこの教育委員会会議で報告事項として扱うのかわからないのです。児童生徒表彰というのは誰がしたのか、はっきりしないのです。

各団体ではありますよね。空手や書道など、連盟でやるわけでしょう。これは再度それを追認するという形なのか。例えば、長嶋茂雄さんが国民栄誉賞もらいましたよね。その際、佐倉市は市民栄誉賞を授与したのです。球場の名前を長嶋球場にしたし、記念品としては日本の有名な工芸家に金の野球のボールを造ってもらい、お送りしたのです。それは佐倉市がやったのです。

今回の表彰は、教育委員会がやるわけですね。表彰するからには当該学校長や当該のお子さんなど家庭に何か報告するのか、それとも、ここで留め置くのか。

和田委員長 今回の報告事項は、児童生徒表彰の報告ということですよ。

山本指導課長 はい。2月14日に、千葉市教育文化及びスポーツ等の分野において優れた成績を収める者に対する褒賞の会があり、教育委員会は対象となる児童生徒の報告を秘書課に上げています。他にも、大人の部などいろいろなものがあると思うのですが、その中に児童生徒に関わるものを教育委員会で取りまとめて報告し、市長から賞状が手渡されるということです。今回は、これだけの児童生徒が優秀な成績を修めたという報告です。

明石委員 2月14日のスポーツ・文化の市の表彰式に対して教育委員会から具申などをする、そのようなことなのですね。

和田委員長 そうですね。

明石委員 それは説明してもらわないとわかりません。私は、教育委員

会が表彰するのだと思いました。

和田委員長 私も最初そう思いました。

明石委員 何か贈呈しなくてはいけないかなと思ったのです。

和田委員長 本当にこれからが楽しみですし、できるだけ長く、趣味でも良いですから続けてほしいと思いますので、応援していきたいです。できる限り表彰していきたいですね。

報告事項(2) 千葉市立高等特別支援学校入学者選考の結果について

和田委員長 指導課長、報告をお願いします。

山本指導課長 報告事項(2)「千葉市立高等特別支援学校入学者選考の結果について」、報告します。

平成27年1月15日(木)と、16日(金)の2日間にわたり、高等特別支援学校内で入学者選考を行ったところです。募集定員32人のところ、男子29人、女子22人の合計51人の志願者全員が受検し、最終倍率は1.59倍となりました。

入学選考結果の発表については、1月22日(木)の午前9時から、高等特別支援学校で実施しました。合否判定は、作業能力・学力・運動能力・面接を総合的に判断し、入学許可候補者数は32人となりました。なお、男女別合格者数は男子15人、女子17人です。

これにより来年度は、第1学年から第3学年まで揃うこととなります。来年度は、1期生の卒業、そして就労に向けた取組みも本格化すると考えています。

なお、今後の日程については、3月16日(月)の午前中に入学説明会を予定しています。また、4月9日(木)の10時から入学式を予定しています。

和田委員長 本題とは直接関係ないのですが、今2年生、3年生で、例えば途中で少し合わなかったり、難しいことがあって学校をやめてしまった、もしくは新しく2年生、3年生から編入してきたという生徒はいますか。

山本指導課長 昨年中に1年生1人、2年生1人が、自主退学しています。また、本年1月に、1年生1人、2年生2人が転校しており、入学者数よりも減っています。編入者は今のところいません。

和田委員長 わかりました。編入というのは少し難しいことが多く、定数に足りていないからといって大きく宣伝をするものでもないと思いますが、希望があった場合は編入も考慮するということがよろしいのでしょうか。



山本指導課長 そのように考えています。学校教育目標の目指すところと合致するかどうかで判断することになります。

和田委員長 わかりました。

報告事項(3) 第57回千葉市小・中・特別支援学校児童生徒作品総合展覧会  
第2部について

和田委員長 指導課長、報告をお願いします。

山本指導課長 報告事項(3)「第57回千葉市小・中・特別支援学校児童生徒作品総合展覧会第2部について」、報告します。

目的にあるように、本展覧会は児童生徒の作品を展示することにより、児童生徒に称揚の機会を設けるとともに、学校での学習成果を公開し、市民に対して学校教育における探究・表現・制作活動への理解を広げることを目的としています。

千葉市美術館を会場として、開催期間は平成27年1月24日(土)から2月1日(日)までの9日間です。

出品点数は図画工作、美術部門、小学校家庭、中学校の技術・家庭部門、特別支援教育部門、書写部門を合計すると2,522点、参観者数は9日間で合計2万469人でした。各学校から配布された案内を持って参観している家族が多いことから、出品されている児童生徒や保護者の方が数多く参観していると推察されます。

今年度も11階に特別支援教育部門の作品、9階に図画工作・美術部門の平面作品、同じく書写部門、1階には図画工作・美術部門の立体作品、小学校家庭、技術家庭部門を展示しました。参観者の案内を円滑にするよう、各階で受付を設けました。

この展覧会では、各学校の児童生徒の成果発表とともに、各部門の審査会や自主研修会を通じた教職員の研修の場でもあり、自校での指導に生かしています。多くの作品が集まるこの展覧会にたくさん教職員が来場しました。

搬入、展示、搬出には延べ200人の教職員の協力がありましたが、2,500点を超える作品の展示や搬出入は時間がかかるとともに、大変気を使う作業です。なお、参観者の受付対応に、院内小学校の保護者20人の方のご協力を得たところです。

今後もこの展覧会を通して、児童生徒の成果発表とともに、教職員の指導力向上へとつなげていきたいと考えています。今後、各部門の審査員の講評をまとめた資料を各学校に配付し、次年度の指導に有効に活用してもらう予定です。

明石委員 参観者数について、土日が多いのはわかるのですが、1月29日（木）に2,563人が来ているのは児童生徒などが来たのでしょうか。それとも、何か特別な動きがあったからこのような数になったのでしょうかね。

山本指導課長 多くの学校においては、木曜日は研究日としています。この1月29日（木）は、各学校の教員がこの機会に、開催会場で研修を行ったようで、多くの教員が集まりました。また、この日には、実行委員長を始め、各部門の専門家など、いろいろ解説等をしていたため、多くなったと思われます。

明石委員 そうすると大ざっぱに、小中高で4,500人の教員がいる中で、この2,500人くらいは大体教職員と考えてよろしいのでしょうか。それとも、一般の方ですか。

いや、実は、これを質問したのは、私も去年と今年参観して、非常に感銘を受けて、こんな素晴らしい作品を、教員はもとより児童生徒にも見てもらえれば、ほかの学校では、同じ学年でこれだけやっているのだということや、また例えば総合的学習時間などのために使って、自分の友達の作品を見ることは非常に刺激になるのですよね。井の中の蛙ではなく、私個人も本当、千葉市の子どもたちの底力を感じたので、教職員がまず見てもらいたい。

次にそれで学級単位、学校単位で行ってほしいと思います。学習成果もちょうど2月であり、1月の終わりというのは、後期の総合学習の締めなどとして、教育課程の一つに入れても良いかと思ったので聞きました。それで2,500人というのは、教員が半分くらい参観したのですかね。

山本指導課長 ウィークデーの700人から400人という人数は、保護者、市民と近隣の小学生を担任が引率して見に来ている人数も入っています。内訳がとれていませんが、700人中で200人くらいが子どもたちで、大人が500人くらいではないかと思っています。平日に子どもたちの授業の一環として見に来ている学校もあります。人数の内訳については把握ができていませんが、29日（木）の2,563人についても、教職員と子どもが学校から来ているケースもあるのではないかと思います。

明石委員 秋に陸上競技大会がありましたよね。

和田委員長 青葉の森で開催された大会ですね。

明石委員 学校代表で6年生がほぼ全員応援に行きましたよね。あの仕組みは私はすごいと思いました。学校の代表を学校単位で応援

するという事は非常に誉れ高いではないですか。スポーツ系はあれがあって、文科系も学校単位も良いのだけれども、学級など同じレベルで総合展に行ってもらえると、非常に子どもたちに刺激になると思います。少しその辺を、強制はできませんけれども、内部で検討してもらい、いろいろな意味で良い作品を見てもらうことは非常に勉強になると思います。

和田委員長 今年も私も出会わなかったのですが、昨年まではやはり近隣の学校は授業時間内に行きやすいので、教員が引率して来ている姿を多く見ました。しかし、やはり千葉も広いので、遠くからとなると本当に遠足並みになってしまうのですよね。学校の授業時間内で難しいということになると、家庭か地域にそれを宣伝していくしかないのかと思います。

例えば、健全育成団体や子ども会などいろいろな団体がありますから、そのようなところに大きく宣伝してもらい、引率して連れてきてもらえるような場を、今後さらにつくってもらえれば、土曜、日曜に親ではなく、地域の人たちに引率して来てもらうことも道としては開けていくと思いますので、ぜひ、こども未来局と連携してもらえたらと思います。

あと一点、今回気になったのが、写真撮影についてです。ちょうどお孫さんの作品が展示されている方が写真を撮りたそうにしていたのですが、特に掲示はなく、私たちがいたので、撮って良いのかどうか迷っていて、結局私たちに聞き、そこでお孫さんの写真でしたらどうぞというような返答を得ていたのですが、写真については規定など、特にあるのでしょうか。

山本指導課長 委員長のお話のとおり、自分の作品以外については、それぞれの権利があるので控えてもらっています。自分の作品については、その作品をバックに家族で撮ることについては良いと、確認をしています。

志村教育長 そうだったのですね。では、学校の教職員が今度授業で使うからと写真を撮って、優秀な作品を子どもに見せることができないということになるので、目的によってはそれは認めてきたはずだと思います。そうでなければ、教員が研修に行っても、学級で指導するときどのよう絵が良いのかわからないで、多分そのような意味の使い方をしていると思います。ただ、それが個人的に、何か別に利用されるということがあれば、それはいけないわけですが、原則教材として扱う場合には、認めて

いると思います。

和田委員長 そうですね。今回それを耳にしたのですが、このような時代になってきたので、例えば、名前の部分は入れないようにしてほしいなども掲示した方がはっきりするのではないのでしょうか。

志村教育長 むしろそれをやるべきですよ。

和田委員長 迷う方も多く、ほかの人から写真を撮っていることで少々批判的な目で見られてしまうということもあると思いますので、次年度から少し検討してもらえればなと思います。

山本指導課長 了解しました。

内山委員 感想ですが、素晴らしい作品がたくさんありました。また、解説員から事前にヒントを与えてもらったのですが、絵画の部門で小学校1年生、2年生、3年生比べると、その成長の過程が非常によく描かれて、うまく説明できないのですけれども、ああ、成長しているのだと感じました。見方として余り意識しませんでしたでしたが、言われてみると、ああなるほどと思いました。

小西委員 私もこの展覧会参観しました。一つ希望なのですが、付き添って説明してくれた教員の方がやはり、専科のいる学校は全然違うという話をしていたのですが、参観している中で、どの学校に専科の教員がいるのかがよくわからなかったので、専科の教員が配置されている小学校のリストを手元に見ながら参観すれば、より専科の教員がいる場合と違うというところがわかるので、来年、手元にあれば良いと思いました。

志村教育長 それは、中学校でしたか。

和田委員長 小学校ですね。

明石委員 少々補足します。中学校の特別支援学級の場合、普通学級の美術の教員が来て特別支援学級と統合教育で行う場合もあるし、空いた時間に指導に行く場合もあります。そのため、特別支援学級の中学生では非常に素晴らしいのと、いろいろな差があり、やはり中学校の美術の教員が来てくれると違うという話でした。多分、小学校の図工専科は千葉市では配置していないと思います。

志村教育長 そうですね。非常に大規模な学校で、増置教員を活用して行っているくらいだと思います。

和田委員長 小学校の図工でも話していましたね。確か新宿と真砂だったのでしょうか。

明石委員 新宿でした。

和田委員長 新宿は、小・中学校の連携として、中学校の教員が指導しているという意味合いかと思いました。

志村教育長 それもあると思います。さらに、ほとんどの学校では音楽ですが、新宿小学校では、増置教員を活用して、図工を担当以外が受け持っているかもしれません。

それと、展示室の配置の件で注文があります。毎年要望しているのですが、部門ごとの参観者数をカウンターでとっているでしょう。それもいつか教えてほしいと思っていました。私はいつも11階まで上がらないで帰っていかれる方がいてはいけないと、言っているはずなのですが、全然改善がなされない。つまり、書写などのようなものは比較的友達などが見にくるけれども、特別支援の子どもたちの作品を見に行くのは、11階まで上がらなければいけないので、9階まで上がって帰る方がいてはいけない、会場を変えてほしいといつも話しているのです。もしそれはできないということならば、何らかの方法で11階では特別支援教育の子どもたちがこれだけやっていることをPRしてもらいたいと、指導課に話しているのです。しかしながら、全く改善が見られないと私は思います。

ぜひ来年以降引き継いで、そのような部分でどの会場まで足を運んでもらえるようにみんなで考えていかないと、どうしても11階の特別支援教育の会場までは行かないということがあります。途中の7階、8階で美術館の特別展も開催されていて、そこで帰ってしまったりするケースがあるので、ぜひ来年は上まで足を運べる、または会場を変えて、特別支援の教育の子どもたちの作品も十分見てもらえるように配慮してすることをお願いしたいと思います。

和田委員長 特別支援の子どもたちの作品というのは、教科ではなかなか分けづらいようなところもありますよね。そうするとやはり、書写の作品は書写の部門に持っていくように、分けることは難しいのですか。

志村教育長 難しいですね。そのため、私は書写の会場を11階に移して、特別支援の展示をできないのかと言っているのです。それは、書写の数が613件と多いのですから、これはみんな上に上がりますよね。そのほかに書写の場合には、結構塾などに行っている子どもたちもいて、そのような関係者の方や、市民の方も

見に来るケースというのは多いので、その配列を変えるだけでも随分人の流れが違うのではないかと考えています。今年は難しくできなかったのですが、あれだけ特別支援学級を設置している学校が増えているので、ぜひそれを見てもらいたかったという感じがしますね。

明石委員 良いですね。大賛成で、朝生部長、あんな良いラウンジがあるのだから、できたら生涯学習センターは使えないですか。

朝生生涯学習部長 アトリウムは使えますけれども。

明石委員 だから発想が。

和田委員長 アトリウムだけでは少々足りないのではないのでしょうか。

志村教育長 特別支援教育だけはそごうの通路で年に数回展示しているのですよ。そのため、やはりこれは特別支援教育のことだけを別の会場に移すということではないのですか。

明石委員 いやいや、全部一緒に移したいのです。

志村教育長 あれだけの莫大な量なので、一緒に少々難しいのではないですか。

内山委員 ちょっと入り切らないでしょうね。

明石委員 いや、生涯学習センターは2階もあるし、たくさんスペースがあります。

志村教育長 それともう一つ、美術館に飾られるということは、子どもたちのステータスとなりますよね。

内山委員 それはあるでしょうね。

明石委員 それはありますか。

志村教育長 それはあるので、展示の工夫はできるような気がします。

内山委員 そうですね。

和田委員長 展示の工夫については、恐らく教育長が今年初めて言ったことではないと思いますので、来年度は本格的にぜひ考えてもらいたいです。

志村教育長 つまりその部分について次の担当にきちんと引き継いでいなければいけないということです。ぜひお願いします。

議案第1号 平成26年度補正予算について

委員長 総務課長、企画課長、学校施設課長、生涯学習振興課長、順に説明をお願いします。

総務課長 議案第1号「平成26年度補正予算について」、説明します。  
本議案は平成26年度2月補正について、市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第8条第6の規定に基づき議

決を求めるものです。

補正予算額ですが、歳出予算については教育委員会所管の教育全体で補正前の予算額274億800万円に対し、補正額1,600万、補正後の予算額は274億2,400万円となります。次に債務負担行為については、学校施設の工事に係る債務負担行為設定額1億3,700万円となります。

財源ですが、国庫補助金が1,100万円、財産収入が2万円、寄附金が500万円となっています。補正予算の詳細については、順次所管課よりご説明します。

企画課長 平成26年度2月補正予算の教育みらい夢基金積立金について説明します。

補正理由ですが、千葉市教育みらい夢基金への寄附金及び基金の運用収入を積み立てるもので、補正予算額は546万3,000円、財源については寄附金543万8,000円と、財産収入の2万5,000円です。内容については、寄附金としてこの1月末現在で9件の寄附をいただいている、533万8,000円に、今月と来月の寄附の見込みということで10万円を積み立てることになっています。財産収入についても、本年の1月末現在で1万8,000円、2月、3月の見込みが7,000円になる予算を見積もっています。

学校施設課長 続いて、学校施設の工事に係る債務負担行為の設定について説明します。

補正の理由ですが、平成27年度に実施予定の工事のうち、夏休み中に完了を要する作業のある工事について、入札不調を避け、円滑に執行するため、工事の発注を前倒しするものです。

補正の概要ですが、花見川第一小学校校舎解体については限度額3,200万円、緑が丘中学校と天戸中学校の改修については限度額1億500万円で、いずれも期間は平成27年度の債務負担行為を設定するものです。

なお、各工事の内容については記載のとおりです。

生涯学習振興課長 生涯学習部からは補正議案として、国の緊急経済対策に基づき、「地域住民生活等緊急支援」のための交付金を活用する事業の議案です。

補正理由ですが、平成27年度当初予算に位置づけていた事業について、国の平成26年度補正予算を活用して予算措置を前倒しするものです。

補正予算額ですが、1,100万円で、この額は加曽利貝塚広報活動と図書館における親子ふれあい本の提供に係る事業費の部分です。

補正予算の内容ですが、まず加曽利貝塚広報活動については、加曽利貝塚の国特別史跡指定に向け、市民の機運を高める、集客力を向上させるため、啓発グッズの作成や特別講座、企画展の開催など、各種キャンペーンの活動を実施するものです。次に、親子ふれあい本の提供については、子どもと親の読書活動の推進を図るため、図書館から保育所等を経由し各家庭に児童書や絵本を貸し出すなどの事業を実施するものです。

委員 前にも聞いたかもしれないのですが、教育みらい夢基金積立金のこの寄附金は、どの方がこれだけの額を寄附しているのですか。

企画課長 本年度についても大口の方から1件、500万円を寄附していただきました。それ以外の方々からも、教育の振興を目的とした活用を期待し、寄附をいただいたものです。

委員 加曽利貝塚広報活動について少々聞きたいのですが、補正がついたけれども、1月25日から生涯学習も含めてキャンペーンをやっていましたが、このキャンペーンの費用なのですか。もう一つは、モノレールで広告を全体に掲載していたのですが、あの広告も合わせているのですか。要するに、広告は分散したら意味がないので、キャンペーンを張る場合は、例えば教育委員会の補正とどこかの財団の補正など、広報全体の中でどうするかという位置づけがあるのか、ないのかを聞きたいのです。

生涯学習振興課長 生涯学習振興課です。これについては来年度に使う予算ということで、国の補正予算がついたので、まずそれをいただいて、来年度に繰り越して使うような形で考えている事業です。今年度はいろいろなところで、それぞれの立場でご協力いただいて、広報のような形で実施しているところもあります。これについては来年度の予算です。

委員 先ほど話をしたモノレールでキャンペーンを張っているのは、どこがスポンサーになっているのですか。教育委員会ですか。

生涯学習振興課長 それについては教育委員会でやっています。

委員 これは、どのくらいかかるのですか。本当に全体に張っていて、インパクトがありました。



委員 長 もしわからなければ、また確認してください。

委員 長 良いことなのですよ。

委員 長 私は見ていないのですけれども、車両全部の広告ですか。

委員 長 そう、もうずっとです。

委員 長 ありますね。

委員 長 それで、「かそりーぬ」がずっと掲載されていて、1月25日がオープンで、2月まで開催されているとありました。

教育 長 これはもうそのようなことですよ。国からお金はもらったのですか。

生涯学習振興課長 モノレールの広告料については108万円ほどになります。

委員 長 モノレールでの期間はどのくらいなのですか。

生涯学習振興課長 期間は4週間です。

委員 長 1カ月か。

委員 長 100万円でいけるのですね。

委員 長 そうなのですね。もっとかかると思いました。でも確かに話があったように、車両に1枚か2枚あっても目につかないので、効果的に、集中的にPRした方が良いですね。

来年度は相当期待ができるということで楽しみにしましょう。加曽利貝塚本体もしっかりと事業を進めながら、広報活動を続けてやっていただけたらと思います。

#### 議案第2号 平成27年度当初予算について

委員 長 総務課長、説明をお願いします。

総務 課 長 議案第2号「平成27年度当初予算について」、説明します。

平成27年度当初予算について市長に意見を申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき意見を求めるものです。

まず平成27年度当初予算の概要ですが、本市の平成27年度当初予算一般会計総額3,902億円のうち、教育費は、259億4,300万円で、構成比で見ると6.6%となります。この教育費を前年度と比較すると、予算額で14億3,300万円、増減率5.8%の増となります。当初予算額に小中学校の老朽化対策など、前倒しして予算化を図った補正分を合算した金額、285億7,200万円が平成27年度に執行する教育費となります。目的別の内訳については、記載のとおりとなっています。

それでは、予算案の主要事業について、新規事業と拡充事業を中心に説明します。教育総務部です。企画課の第2次学校教育推

進計画策定については、本市の学校教育施策の基本指針となる、次期千葉市学校教育推進計画を策定するものです。

次に、学校施設課です。学校施設の環境整備については、学校施設の長寿命化を図るため、外壁改修などの計画的な保全改修を行うとともに、時代の要求水準に沿った施設環境・機能を改善するため、トイレ改修などの質的整備を行うものです。

次に、学校教育部です。まず学事課です。学校防犯対策については、安全で安心な学校づくりを推進するため、新たに3校に防犯カメラシステムを設置するものです。次に、学校支援地域本部推進については、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整備するため、新たに小学校1校に学校支援地域本部を設置するものです。

次に指導課です。学校図書館充実推進については、学校図書館の蔵書を充実し、児童生徒の主体的な学習や読書活動を推進するものです。次に、学力向上サポートについては、児童生徒の特に算数・数学の学力向上のため、退職教員等を活用した学力向上サポーター10人を増員し、小中学校に配置するものです。次に、スクールソーシャルワーカー活用については、教育と福祉の両面に関して専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを2人増員し、教育相談体制の整備を行います。

次に、保健体育課です。小学校給食調理業務委託については、子どもたちに安全で魅力ある給食を安定的に提供するため、新たに4校で給食調理業務を民間に委託するものです。

次に、教育センターです。情報機器の整備・充実（教育用）については、教育センターにタブレット端末を40台設置し、新宿小学校分教室とあわせて教育的効果の検証を行うとともに、教員への操作研修等による指導力の向上のため、活用するものです。

次に、教育相談については、教育上の問題や悩みを持つ幼児から高校年齢までの青少年とその保護者、教職員に対する教育相談を行うものです。なお、不登校児童生徒の学校等を支援するため、グループカウンセリングの活動を拡充するものです。

次に、養護教育センターです。特別支援教育介助員配置については、特別支援学級及び通常の学級に在籍する障害のある児童で、常時介助が必要である者への支援を行うため、特別支援教育介助員を新たに5人配置するものです。

次に生涯学習部です。まず生涯学習振興課です。加曾利貝塚特

別史跡化推進については、加曽利貝塚の国特別史跡申請に向け、学識経験者等の意見を伺いながら、出土資料の再整理の成果を総括報告書に取りまとめるとともに、史跡保存管理計画の策定に着手するものです。次に、科学教育推進については、幅広い世代のすべての市民に科学・技術に触れ合う機会を提供するため、新たに未来の科学者育成プログラムにおいて、主体的な課題研究を可能とするコースを設置するとともに、小学校高学年を対象とした講座を開催するほか、中学校科学部の活性化などを実施するものです。次に、第5次生涯学習推進計画策定については、本市の生涯学習振興施策の基本指針となる次期生涯学習推進計画を策定するものです。

次に、図書館ですが、ファミリーブックタイム運動の推進については、子どもと親の読書活動を推進するため、読んだ本の書名や著者名、感想などを書き込める「まほうの読書ノート」などを、新1年生に加え就学前の5歳児に配布するものです。次に、(仮称)花見川図書館瑞穂分館の整備については、図書館サービスの向上を図るため、花見川区役所1階の一部スペースを活用した、図書館分館整備に向けた基本・実施設計を行うものです。次に、図書館サービスポイントの設置については、市民の利便性の向上を図るため、千葉駅周辺に図書資料の返却や予約資料の受け取りができるサービスポイントを設置するものです。設置場所は、三省堂書店そごう千葉店を予定しています。次に、図書館のICT化については、平成29年3月に予定している図書館システムの更新に向け、(仮称)図書館システム刷新計画を策定するものです。

委員 1点だけ。構成比が中学校費だけが今年度14.3%から17.3%と増えているのですね。あとは残念ながらみんな減ってきています。この中学校費が増えているのは、先程の学校の増改築なのか、わかったら教えてほしいのです。

総務課長 話があったように、学校施設課所管ですが、中学校の校舎等の買い戻しの経費がかかり、それが影響しています。

委員 その辺が大きいのですね。わかりました。

議案第3号 千葉市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について

議案第4号 千葉市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

議案第5号 千葉市教育委員会委員定数条例等の一部を改正する条例の制定  
について

委員長 総務課長、説明をお願いします。

総務課長 議案第3号「千葉市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について」、議案第4号「千葉市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」及び議案第5号「千葉市教育委員会委員定数条例等の一部を改正する条例の制定について」は関連がありますので一括して説明します。

まず、議案の趣旨ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うものです。

改正法律成立の経緯ですが、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会の連携強化等のため、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を創設するなど、教育委員会制度の改正を行う改正法律が平成26年6月に成立し、平成27年4月から施行されることとなりました。

次に、議案の概要ですが、議案第3号の千葉市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定は、新教育長が常勤の一般職から常勤の特別職となったため、教育長の勤務時間、休暇及び休日について、従前のおり常勤の一般職と同様とする旨を定めるものです。また、新教育長が特別職となることに伴い、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正の条例にて教育長の給与について定めることとしたため、本条例の附則において、千葉市教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止を行うものです。

続いて、議案第4号の千葉市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定は、改正法律の規定により、新教育長の職権専念義務の免除事由は条例で定めることとされたため、当該免除事由を定めるものです。

議案第5号の千葉市教育委員会委員定数条例等の一部を改正する条例の制定は、新教育長の創設に伴い、教育委員の定数、教育委員長と教育長の給与、勤務条件等について、次のとおり4条例を一部改正するものです。

1つ目に、千葉市教育委員会委員定数条例の一部改正。新教育長は教育委員でなくなるため、委員の定数を6人から5人に改めるものです。2つ目として、千葉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、引用条項の条ずれを改めるものです。3つ目として、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例の一部改正は、現在、教育長は教育委員として調査委員会の調査の対象となっていますが、新教育長は教育委員でなくなるため、調査の対象となる者に教育長を加えるものです。4つ目として、先ほどの特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正は、教育委員長の廃止に伴い、教育委員長の報酬に関する規定を削除するものです。また、新教育長が特別職となることに伴い、教育長の給与に関する規定を追加するものです。

その他として、改正法律の経過措置について説明します。現在の教育長は、教育委員としての任期満了までは、従前のおりの教育長として在職するものとされました。そのため、現在の教育長が従前のまま在職する期間については、教育委員長と教育長に関する規定は、改正及び廃止前の条例の規定を適用することとする経過措置を設けるとしてあります。なお、現在の教育長の教育委員としての任期は、平成29年3月31日までとなっています。

施行年月日ですが、平成27年4月1日とします。

委員 少々教えてほしいのですが、これまで私は教育長は特別職だと思っていたのですが、一般職だったんですね。一般職の場合は60歳になったら定年を迎えるため、教育長は特別職なので60歳を超えても良かったのではないとならなかったですか。例えば文部科学省でいうと、局長までは60歳になったら定年ですが、次官と文部科学審議官は62歳を超えても残れるのです。その辺、私も、なぜ一般職かというのがわかりません。

総務課長 現行制度の中での教育長については、まず教育委員としての身分と、教育長としての身分があり、教育委員としての身分については、ほかの教育委員と同じ特別職ですが、教育長としての立場では一般職という二重の身分があるのが現行制度です。ちなみに教育長については、特に定年というのは定められていません。

委員 ずっと以前は県でも60歳でみんな定年でしたよね。法改正

された後は、60歳を超えても延長でき、そのとき特別職になったと思ったけれども、そうではないのですね。

総務課長 平成12年施行の法改正以前については、都道府県と政令市の教育長は一般職の身分だけでしたが、法改正以降は、特別職である教育委員の身分を併せ持つことになるとともに、教育長としての定年もないこととなりました。

委員 一般職でありながらも定年は普通の行政職と違っているみたいになっているのですね。

総務課長 そのようなことです。

委員 もう一つ、「引用条項の条ずれ」という言葉を知らないのですが、どのようなことか教えてほしいです。

委員長 「条ずれ」という言葉ですね。私も初めて聞きました。

総務課長 いわゆる地方教育行政法の改正内容は第24条の第1項に、スポーツと文化については条例で定めるところによってその市長の事務とすることができるという規定があったのですが、今回の改正で、全く同じ内容なのですが、条文が第23条の第1項に変わったのです。

委員 それを「条ずれ」というのですか。

総務課長 はい。もともとの法律の、条文は同じなのですが、「第何条」というところだけが変わりました。

委員長 それを「条ずれ」というのですか。辞書引いても出てこないような言葉ですね。

議案第6号 千葉市史跡保存整備委員会設置条例の制定について

委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第6号「千葉市史跡保存整備委員会設置条例の制定について」、説明します。

制定の趣旨ですが、加曽利貝塚など、本市の国指定史跡5史跡の保存管理計画を策定することなどを目的に、本条例で附属機関を設置することについて市長へ申し出るものです。

条例の概要についてです。条例の主な内容ですが、附属機関を設置する上で必要な事項を規定したものです。次に、所掌事務ですが、千葉市史跡保存整備委員会は教育委員会の諮問に応じて、史跡等の計画、調査及び研究等に関する事項を調査、審査し、教育委員会に答申するものです。組織に係る事項ですが、委員数について、文化庁の協議で定数7人とし、主に考古学や史跡保存等の学識経験者を中心に構成されています。審議内容の専門性によ

り、公募委員の登用はなしとしています。任期については、保存管理計画の策定に1つの史跡で概ね2年の期間を要することから、それと合わせて2年としています。次の部会の設置ですが、保存整備委員会は本市の全史跡の総括的な事項を審議するもので、部会については、史跡ごとについて専門性の高い事項を調査・審議するものです。臨時委員については、所掌事務の事項を調査・審議するに当たり、委員の専門性以外の特別な事項を審議する場合に臨時委員を任命できるものです。

施行期日については、平成27年4月1日からとします。

委員 組織に係る事項で、委員7人は良いのですが、「極めて専門性の高いことから、公募委員は登用しない」と記載がありますが、よく中教審もやるのですけれども、委員の専門性以外の特別な事項を審議するという臨時委員を任命するとあるのですが、この史跡保存整備は専門性が高いから専門家を用意しますよね。それ以外に専門性の特別な事項は、例えばどのようなことがあるのですか。

生涯学習振興課長 例えば、東アジアの先史文化と日本列島の先史文化の比較など、また専門分野の特定されない部分についてや、想定される以外のものがある場合に臨時委員を選任することになります。

委員 それはわかるのです。例えば文部科学省の中央教育審議会は、30人の委員は広い意味での識見は持っていますが、それほど余り専門家ではないので、分科会で専門家を臨時委員として本来に来てもらっているのですよ。そうすると、そのようなのはわかるのだけれども、委員で専門家を用意しておいて、委員以外の専門家というのは、例えば7人の委員に、ユーラシア大陸のことも韓国の古墳のことも詳しい方も入れておけば良いのですよね。そのため、臨時委員の扱いに少々戸惑ったのですが、何かあるのでしょうか。

委員 長 この委員数の中に書いてある、極めて専門性の高いことからというところの記述ですか。

委員 公募しないというのはわかるのです。そのように記載しておきながら、もっと専門性の高い人として、臨時委員に来てもらうというのがわかりません。

委員 長 7人でカバーし切れないところが出てきた場合ということなのでしょうか。

生涯学習振興課長 史跡ごとに特徴があり、全体を見る方もいるのですけれども、

その史跡に特化した特徴を持った場合など、どうしても必要な要素が出てくる場合があります。

委員長 ものすごく専門性が高いことが出てきた場合ということですね。そこの遺跡についてすごく詳しい方が、出てきたことについて審議しなければならない場合などに関して、非常に詳しい方を専門家として呼ぶ。その7人ではカバーし切れないのですね。

委員 いや、わかるのですけれども、ここで部会を2つか3つ設けるのでしょうか。その中でそれぞれの部門で審議するのだけでも、委員7人と臨時委員の選択をどのような視点で行うのが少し気になりました。それは公募しなくて良いと思っているのですよ。ただ、極めて専門性が高いという注書きに疑義を感じたので、その辺を少し慎重になったほうが良いでしょう。そうでないと、これが外に出て、そのような突っ込みが来たときに、こちらは答えなければいけないので。

委員長 同じ「専門性」という言葉が3回出てきますけれども、少し違うニュアンスのことをそれぞれが語っているような感じで、少々違うわけですね。でも、それ以上詳しく語ることは文面では難しいと思いますので、今のような説明と質問があった場合の答弁をしっかりと対策しておかないと、やはり同じような質問が出た場合に少々難しくなってくるような感じがしますね。

委員 これは条例なので、市議会に諮るわけでしょう。部会の設置があって、どのような部会を設けるか、縄文部会なのか、弥生部会なのか、それともアイヌ部会なのか知りませんが、必ず委員から出ますよね。

委員 普通に考えると、7人で大部分できるかもしれないが、万が一何かあったときにこのような条例を設けておけば、事務局の裁量でできると私は受けとめるのですけれども。言葉は悪いですが、逃げてという感じでしょうかね。万が一何かあったときに、事務局で条項があるからこれに従って専門を要する7人でカバーできないときがあって、そのようなときにそのような臨時委員を呼ぶということになる。これは有給でしょうからね。

委員 それはわかるのですけれども、やはり難しい。普通「部会」と言ったときは、専門性が高いことをやるから、3つくらいの部会に分けるのですね。そのため、その部会長が7人のうち部



長と副部長がそれぞれ2人、2人、2人いて、専門性の臨時委員をとるというのはわかるのですけれども。

教 育 長 では、よく調べておいて、議会で聞かれたとき、部長が答えられるようにしておいてください。多分、何か意味があって臨時委員を置いているはずなので。

委 員 いや、臨時委員は必要なのですよ。

委 員 長 そうですね。本当に言葉の解釈だとよくわかるのですが、これだけを読むと突っ込みどころ満載という感じが少ししてしまいます。極めて専門性の高い委員が7人いながら、専門性の高い事項を審議するために部会を設置し、専門性以外の特別の事項を審議するための臨時委員が要るということですよ。

生涯学習振興課長 例えば、総括報告書を編集する部会など、そのような部分で必要になってきたり、また、保存管理計画の策定部会などを、今、想定し、そのようなところで専門性を発揮してもらえる方を選ぶことを想定しています。

委 員 長 具体的なことはもう想定されているようなので、そうであれば、具体的なことも答弁できることになると思います。

委 員 あとは市議会に対応をお願いします。理解しました。

議案第7号 千葉市児童文化センター設置管理条例の廃止について

委 員 長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第7号「千葉市児童文化センター設置管理条例の廃止について」、説明します。

当議案については、千葉市児童文化センター設置管理条例を廃止する条例の制定について市長に申し出ることについての議決を求めるものです。

まず施設概要ですが、本条例が対象とする施設は南部児童文化センターのみです。当施設の所在地は中央区蘇我2丁目です。構造等については、木造の2階建て、供用開始は昭和39年7月ですので、50年は経っています。事業概要としては、蘇我、生浜、誉田、松ヶ丘、川戸、土気の各中学校の児童育成等です。利用実績については、記載のとおり全体としては減少傾向となっています。

続いて、廃止の理由及び跡地について説明します。まず廃止の理由ですが、各中学校区に設置した公民館においても、児童の健全育成等を目的とした事業を実施していることを踏まえて、老朽化した児童文化センターを廃止するものです。跡地についてです

が、地域の意向に沿い、町内自治会集会所の建設支援のため、土地を無償で貸与することを予定しています。

最後に地域等への説明経過についてですが、記載のとおり運営審議会や利用団体、地域の町内会等に説明し、理解を得ているところです。

委員 この案については賛成なのです。一つは、1月1日に渋谷の厚生労働省のこどもの城が30年で廃止しましたね。これを市議会議員が少々勉強して、なぜ厚生労働省と同じ児童文化センターをやめるのかなどの質問を受けたときに、答弁を考えておいた方が良いでしょう。実は千葉市の場合は、児童文化センターは老朽化して、町内会の地域の力を高めるために廃止するという事なので、そのようなことを、答弁として用意しておくとうまいかと思います。

委員 長 アドバイスをいただいたので、これから検討につなげます。

委員 いや、こどもの城も30年経ったのですよね。

委員 長 そうなのですね。あの青山のですよね。

委員 青山なので、跡地は、土地が高いから違うのをつくりますよね。

委員 長 超一等地ですものね。

委員 それとひっかけられたら困るので。

#### 議案第8号 特定事業契約について

委員 長 保健体育課学校給食担当課長、説明をお願いします。

学校給食担当課長 議案第8号「特定事業契約について」、説明します。

当議案は特定事業契約を締結するよう、市長に申し出るものです。

平成26年教育委員会会議第12回の定例会において、千葉市こてはし学校給食センター再生事業の落札者、落札金額及び事業の概要、期間等について報告をしたため、経緯及び目的、入札結果、事業概要については省略します。

続いて、補足の説明をします。事業概要の業務範囲ですが、民間事業者は既存施設の解体、施設の設計、建設、事業期間中の施設の運営及び維持管理を行います。献立作成や食材調達、納品食材等の検収、給食費の徴収、事務管理等は市が責任を持って行います。

次に事業の特徴については、HACCPの概念に基づく衛生管理の徹底や、残菜の完全再資源化などが主なものです。

次に契約の相手方ですが、株式会社東洋食品グループの各企業が出資して設立した特別目的会社、株式会社千葉こてはし学校給食サービスと契約を締結するものです。

続いて、添付資料の図面については、所在地近辺の地図と、建物の外観図です。下の16号に面している方が出入り口となります。

次に、施設内の全体図面です。建物は敷地中央部に設置され、周囲を幅員の約4mの道路が一方通行での運用で、スムーズな車用導線を確認する計画となっているところです。

次に、1階の平面図となっています。HACCPの考えに基づいて、明確なゾーニングがされています。汚染区域では下処理等を行うこととなります。非汚染区域では、煮る・炒める等の調理や食缶への配缶、コンテナへの積み込み等を行うところです。また、各学校から回収したコンテナについては、左側の洗浄室で受け取り、洗浄後、消毒、保管されることとなります。

続いて、2階の平面図です。2階の中央やや下のところに会議室が設けられています。こちらから調理場が見学できるようになっています。

委員 少々教えてほしいのですが、この「加点項目審査結果」というのがありますね。落札したこの企業グループの中で、ほかは良いのですが、運営に関する事項で、満点が25点だけれども、得点が15.25というのが気になりました。かなり落差があるのですけれども、なぜこのような評価を受けて、オーケーされたのですか。給食センターで一番難しいのがこの運営だと思います。要するにいろいろな異物が入ったときなど、危機管理が出たときにトップや保健所とどのように連携するかなど、多分その辺で点が辛いのだと思うのですが、わかりません。ただ、その運営に関する事項としてどのようなチェックリストがあったか教えてください。

学校給食担当課長 まず加点の項目の考え方ですが、まず千葉市から要求水準としてごく一般的なもの、ここまではやってくださいというものについてがまず土台になり、そこから良い提案をされたものについての加点になります。ですから、加点ゼロ点でも、市の要求したことはできるというところがまずベースになっており、この点数はそれについて良い提案をされたものとして、加点された点数になっています。

まず、運営ですが、市から要求水準を出すに当たり、日本全国の中で給食センターを随分運営している業者の中で、ある程度PFI手法で運営しているところについて、業者からこのような新しい提案があるものについては、一通りのものがもう出ていますので、市としてはそれをもう要求水準の中に入れてしまいました。それから、なおかつ良い提案をしてくださいという、かなりハードルの高い提案を求めていたため、見た目が少々悪くなっていますけれども、少なくとも、ゼロ点であっても通常の給食センターは運営できるというところで、それ以上の加点項目があったということで理解してほしいと思います。

委員 そうすると、満点は要らないのではないのですか。このような記述をすると、満点まで行っていないからということで悪く思われてしまいます。最低基準があって、それで加点していくので、やはり上限がないのが普通ではありませんか。

学校給食担当課長 すみません。

委員 長 では、これは加点された得点ということですよ。

学校給食担当課長 はいそうです。

委員 長 基準点よりも上に行っているということですよ。

学校給食担当課長 そうです。

委員 長 加点が15.25もあるということですよ。

委員 基準点の最高は25点なのでしょう。

委員 長 いえ、基準点はゼロということですよ。

学校給食担当課長 基準点はゼロです。

委員 では、その25点というのはどのような意味ですか。

委員 長 加点項目を全部満たした場合に25点になるのですか。

学校給食担当課長 はい、満たした場合は25点加点するということです。

委員 長 表だけを見ると少々わかりにくかったですが、説明があり、わかりました。なので、もう基準点を満たしているのは当たり前ということなのですね。

学校給食担当課長 基準点を満たしていない段階で、入札には参加できません。

委員 長 なるほど。

委員 25点というのは、4分の1の点数ですよ。

委員 長 このように書くと、とても厳しいように見えてしまうのですね。

学校給食担当課長 はいそうです。

委員 このような発想はほかの入札でもやっているのですか。

学校給食担当課長 はい。大体同じような方法でやっています。

委員 私は木更津でやったことがあるけれども、これではなかったですが、これは大分厳しいですね。わかりました。大事なことでなのでぜひやってほしいと思います。非常に良いグループだと思います。

#### 議案第9号 県費負担教職員の処分について

委員長 保健教職員課長、説明をお願いします。

教職員課長 議案第9号「県費負担教職員の処分について」、説明します。

被処分者は平成25年12月12日（木）、午後12時30分ごろ、担任する3年生（男子）の自宅玄関先において、当該生徒に対し体を蹴り、顔面を平手で殴るなどの暴行を加え、加療約4週間を要する左膝打撲、左膝骨挫傷のけがを負わせたものです。平成26年10月30日に略式起訴され、同年11月13日に千葉簡易裁判所の略式命令により罰金20万円に処せられました。市教育委員会では刑事処分の行方を注視していましたが、その結果を受けて、行政処分等に関する検討・協議を重ね、平成27年1月23日（金）に服務監理委員会を開催しました。本日の承認を得た後、明日処分言い渡しを行う予定です。

教育委員会としては、本年度も体罰・セクハラ調査を2月に実施するとともに、昨年度の体罰調査の分析による防止策により、具体的に取り組むことで再発防止に努めていきたいと考えています。

委員 加療4週間というと結構重いという感じがするのですが、動機など、詳しくはどのような経緯だったのですか。

教職員課長 まず、当該生徒ですが、3年生になり、進路決定時期になったのですが、進路目的が明確にならず、学校を休みがちになっていました。この担任は2年、3年と持ち上がりであったのですが、12月に入ってほとんど学校に登校しないようになって、家庭訪問を繰り返していた状況です。

12月10日から事件当日の12日まで3日間は、空き時間を使って、できるだけ子どもの登校を促そうと家庭訪問をしていたのですが、事件当日については、1階で生徒と保護者を交えて今後の学校生活など進路に関する話をしていて途中で、当該生徒の態度に感情的となり、そこに記載のある体罰に及んだという状況です。

委員 1発ですか。1発ではないですよ。

教職員課長 はい。

委員 何発か殴ったのですかね。

教職員課長 正確には、髪の毛をつかんで外に連れ出して投げ飛ばした際に、左膝から地面に落ちて、左膝をけがしたということです。  
また平手で殴るという行為もしています。

委員 これは体罰というよりも暴行なのかな。少し気になったのは、起訴をされて、処分する場合、体罰として処分するのですね。

教職員課長 はい。

委員 教育委員会の中でね。

教職員課長 はい。

委員 過去の事例に比べて戒告というのは妥当なのですか。何か少し軽いかなという認識はしたのですが、今少し経緯を聞いて、やむを得ずという感じではないのかという気はしました。戒告というのは過去の事例など、そのような均衡的には許せる範囲内なのですか。

教職員課長 確かにけがの程度を見た場合、直接蹴ったものではなく、投げ飛ばしたものが直接的な原因になったことではありますが、結果としてやはりこの4週間に及ぶけがを負わせたということでもあります。そのようなことを考えると、他県、他市の状況等を見ると、このけがの程度に照らし合わせた場合はやはり減給10分の1、一月などが適正であるのではないかということも服務監理委員会では協議されましたが、我々でこのかわりや、この子に対しての指導など、正直、母親が全くもう手に負えないような状況になって、一生懸命担任がかかわっていたということに至るまでの経緯や、いろいろな状況を鑑みたときに、この戒告という処分に最終的に決定しました。

委員 小西委員に聞きたいのですが、これは略式で、逮捕されていないけど、起訴されていますよね。相当重いのですよね。

委員 そうですね。

委員 そこで、他県の事例で略式起訴された処分としてはどのような事例があったかを出してくれると、私は判断しやすいと思います。

委員 長 その点についてはありますか。

教職員課長 他県の事例においても、略式起訴、罰金刑の場合、50万円というのが一番重くなります。警察でも、この経緯等については本人からも事情聴取していますので、その中で昨年度あった

体罰事案でも、やはり罰金刑は50万円というのが本市でもあったわけなのですが、それに比べて20万円になっているのは、その辺の情状酌量をされたものだと我々も捉えています。

委員長 そうすると、その罰金刑での情状酌量を考えても処分内容はこれが適当であるという解釈でよろしいでしょうか。

小西委員、いかがでしょうか。

委員 けがの状況を見て、罰金の額は大体決めているのかという感じはします。しかし、20万円が軽いかと言われれば、10万円となる事案もあるので、20万円というのは決して軽いという認識はしてほしくないと思います。

委員長 そうですね。もちろん、情状酌量という点で、そこに至るまでの経過ということはあるわけですが、けがを負った大きさは本当にかえがたく、もっと大変なことになっていたかもしれないという状況ではあったのかと思います。先ほど説明があったように、もっと詳しいことを聞かなければわかりませんが、それまでのその担任の当該生徒への関わり方を考えると、よほど腹に据えかねたことがあるのだろうなということは察します。しかし、やはり結果的にこれだけのけがを負ったということは大きいという認識は持たなくてはいけないと思います。

委員 これは、小西委員に少々教えてほしいのですけれども、事案が起きたのは25年12月12日でしょう。起訴されたのは10月30日で、約9カ月あり、こんなにかかるのですか。

委員 やはり捜査機関は時間制限があるので、逮捕した事件の方を早く進めようとするのですね。そのため在宅のまま、このように進める事件は結構調べが遅くなったりと、時間がかかり、後回しになってしまうのですね。

教育長 実際には3年生で卒業した後、今になってから担任を訴えたというのもあり、これまでの経緯があったようです。

学校教育部長 先ほど委員長からあったように、体罰事案については千葉市も絶対いけないということで各学校に指導していますし、今回のこのお子さんと保護者の方に大変、本当に申しわけないという思いはあります。

ただ一方で、課長からも話がありましたが、この担任が2年、3年とこの子どもに対して非常に親身にかかわっていたということと、保護者になりかかわっているいろいろな形でこの子にかかわっていたことがあります。言葉は少し適切かどうかわかりませんけ

れども、親身にやっている中で、この子がある意味、反抗的というか、攻撃的な態度をそこで示したということがあり、そこが今回の大きな分岐点でした。けがと刑事罰も踏まえた中で、担任もここまで真剣に、子どもと親の思いに沿って、何とか高校に入れてあげようという思いの中でやってきたものですから、ある程度反抗的な態度については強い思いがあったということも一部理解してほしいと思います。

委員 熱心がゆえに多分こうなってしまった部分はあるかもしれませんが、そのようなのも防ぐために、できるだけ複数で行くなどのようなことも考え、配慮してほしいと思います。

委員 このような事件が起こるのは残念なのですけれども、担任も生徒に対していろいろ頑張ってきたという経緯があることはよくわかりました。やはり今後、この教諭と生徒の2人が、きちんと立ち直るかどうかということが、非常に気になるので、ぜひフォローをよろしくお願いします。

委員 今の学校教育部長の意見も非常に理解できるのですけれども、例えば生徒の両親は、この当時の自分たちのしつけの足らなさに担任に何か嘆願書などあったかどうかというのがあると、何となく、先程の2年間面倒を見たというリアリティーを持つのですが、そのようなのはなかったのでしょうか。

学校教育部長 先ほど、時間的な経過が一つありましたけれども、この事件が起きたのが12月12日ですが、被害届を出されたのは卒業後になります。きちんとした進路指導もして、親の理解も得ながらやってきたけれども、やはり学校の謝罪の誠意と、その後のケアについてはどうだったかという課題は残ります。要するに、すぐ謝罪に行ってご理解を得られたという、学校の認識と保護者のずれがあったかもしれないので、その点については本当に申しわけないと思いますが、それ以降、きちんとした中で、卒業後に出されましたので、それについては対応したという形です。

委員 別件ですが、本当にいじめの自殺の場合も、そのときは良いのですが、半年経つとやはりもやもやが出てくることもありますね。そのようなのがあったのですね。

委員 長 伺えば伺うほど、非常に難しいなと思いますね。

委員 治療費などの支払いというのはどうなったのですかね。担任が自分で払うという形なのでしょうか。



教職員課長 けがの治療については、スポーツ振興財団から支払われます。一時、一回立て替えますけれども、その分は後で保護者に返金しています。

委員 では、これは、また後に民事で損害賠償などを保護者から起こされる可能性もあるのですか。

教職員課長 保護者に対しては、我々が継続して対応してきたのですが、膝を実際負傷していますので、そのような今回の体罰に起因する治療などが新たに発生した場合については、一応市教育委員会が責任をとるという念書も交わしています。

委員長 今回の件については、非常に遺憾なこととして、被害に遭った児童とそこご家族及び市民の皆様には大変ご迷惑をおかけして、まことに申しわけないことでした。再発防止に努めるようにしてほしいと思います。

協議事項(1) 千葉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項の意見について

委員長 総務課長、参考説明をお願いします。

総務課長 先ほど議決をいただいた議案第5号の中の、千葉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について、今後この条例案が市長から千葉市議会に提出されますと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項の規定により、市議会から教育委員会に意見照会がされることとなります。本来であれば教育委員会会議においてご審議いただくべきところですが、この意見照会の日程が確定していないこと、また、意見照会がなされた場合には直ちに市議会に回答しなければならないことが予想され、場合によっては教育長臨時代理によって回答し、その後教育委員会会議に報告するという形をとらざるを得なくなることも考えています。このような事情から、協議事項として事前に相談するものです。

なお、今回議決いただいた条例案、先ほどの引用法律の条項の条ずれのところですがけれども、それと同じ内容で意見照会がなされた場合には、教育委員会としては、その内容に異を唱える理由がありませんので、異議なしで回答することが適切と考えています。

(1) 第3回定例会は、平成27年3月18日（水）午後2時より開催することが決定した。また、第1回臨時会を3月11日（水）午後2時より開催することが決定した。

## 8 閉会

和田委員長より閉会を宣言